

世田谷区告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区砧五丁目151番28の内

3 変更の区域

延長 6.53メートル

幅員 0.00メートルから0.28メートルまで

面積 0.92平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年3月19日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区

砧五丁目 17番

